

## 平成29年度第7回佐倉市農業委員会総会会議録

1 期日 平成29年10月6日(金)午後 2時開会

2 場所 佐倉市役所1号館6階第2会議室

3 出席委員(15名)

1番	清 宮 正	2番	渡 貫 茂
3番	鈴 木 孝 徳	4番	石 渡 文 久
5番	三 須 健 行	6番	牛 玖 泰 一
7番	長 澤 正 昭	8番	山 崎 宏
9番	羽根井 直 子	10番	石 田 和 久
11番	椎 名 稔 男	12番	兼 坂 仁
13番	木 内 正 夫	14番	眞 野 文 雄
15番	三 門 増 雄 (議長)		

4 欠席委員(0名)

5 議事日程

第1 会期の決定

第2 会議録署名人の選任

第3 議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況  
確認書の提出について

議案第4号 平成29年度第6次農用地利用集積計画の決定  
について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 櫻 井 正 行

主査補 高 橋 成 治

主査補 相 川 正 巳

主任主事 西 山 壯 大

---

◎開 会

◎諸般の報告

○事務局長 本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、定刻となりましたので、ただ今より、平成29年度第7回農業委員会総会を開催させていただきます。

総会に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

次回の総会でございますが、11月9日（木）に開催を予定しております。

また、総会終了後に、農業者年金の研修会を実施予定ですので、よろしく願います。

以上でございます。

◎開会の宣言

○議長 委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。総会に先立ちまして、お手元にお配りいたしました総会に際しての注意事項と第48回衆議院総選挙に際しての農業委員及び農地利用最適化推進委員の選挙運動留意事項についてですが、まず、総会に際しての注意事項ですが、一つ目に総会は審議の場であるので、委員章着用で出席するようお願いします。皆さんに委員バッジをお配りしていますが、バッジを付けるのに、ふさわしい服装でお願いします。二つ目は携帯の電源を切るようお願いします。三つめは総会中、議長の許可なく離席しないようお願いします。四つ目は総会で発言する際は、議長の指示に従うようお願いします。申請人と一対一で応対している事がありますが、必ず、議長の了解を得てからお願いします。五つ目は農地法第3条、利用集積に関しては、その土地の権利移動に関して、権利を受ける側が適しているかの判断であるので、関連する質問のみとしてください。六つ目は農地法第4条・5条に関しては、申請地が農地として残すべき場所か否かを判断する場なので、関連する質問のみとしてください。よくあるのは、工事のやり方、施設の内容についてですが、それらは参考程度としてください。よろしく願います。もう1枚ですが農業委員及び農地利用最適化推進委員の選挙運動留意事項ですが、皆様は非常勤の公務員ですのでよろしく願います。

本日も慎重なる審議の程よろしく願います。

それでは、会議を始めます。

只今の出席委員は15名で、佐倉市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数以上に達しております。

よって、平成29年度第7回総会は成立いたしましたので、直ちに会議を開きま

す。

#### ◎会期の決定

- 議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。  
本総会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

————（異議なしの声あり）————

異議は、ないものと認めます。  
よって、会期は本日1日と決定いたしました。

#### ◎会議録署名人の選任

- 議長 日程第2、会議録署名人の選任について議題といたします。お諮りいたします。会議録署名人の選任につきましては、議長から指名させて頂きたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

————（異議なしの声あり）————

異議は、ないものと認めます。  
それでは、議長から指名いたします。  
議席番号、7番「長澤 正昭委員」議席番号8番「山崎 宏委員」を会議録署名人に指名いたします。

#### ◎議案の上程

- 議長 日程第3、議案を上程いたします。  
本日の上程議案は、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第3号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書の提出について  
議案第4号、平成29年度第6次農用地利用集積計画の決定について  
以上、4議案でございます。

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。  
事務局長

#### ◎議案第1号の説明

- 事務局長 議案につきまして、ご説明申し上げます。  
総会議案の1ページ～2ページをお願いいたします。  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきましては、農地法第3条

の規定による許可について審議を求めるものでございます。

表の第1項につきましては、農業法人を設立するため、賃借権を設定しようとするものでございます。

表の第2項につきましては、権利者は農業経営規模拡大のため、義務者は権利者からの要望のため、売買により、所有権の移転をしようとするもので、表の第3項につきましては、権利者は農業経営規模拡大のため、義務者は権利者からの要望のため、売買により、所有権の移転をしようとするものでございます。

議案第1号の許可要件調査書をご覧ください。

全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件につきましては、調査書のとおりであり、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たすものと考えます。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第1号について事務局より説明がありましたが、第1項の実態調査について、牛玖委員より報告をお願いいたします。

————（牛玖委員報告）————

○牛玖委員 議席番号6番牛玖です。渡貫委員と共に畜産組合に加入しています、■■■■が、■■■■■■■■■■の法人を設立するという申請でございます。

現在、肉牛として、成牛が80頭、子牛が50頭、ホールクロップが約3ヘクタール、更に水田が6ヘクタール、牧草畑が6ヘクタールの経営状況です。社長は■■■■、専務については息子の■■と、従業員は2名でございます。このような内容となっておりますので、ご審議の程よろしく申し上げます。

○議長 ただいま、牛玖委員より報告がありましたが、何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

————（発言者なし）————

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

第1項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

————（賛成者挙手）————

○議長 挙手全員であります。

よって、第1項は、許可と決しました。



を頂きまして、その後に、太陽光の申請をしようと考えております。作物についてはブルーベリーを栽培する予定でございます。以上、よろしく願いいたします。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。石田委員

○石田委員 議席番号10番石田です。地元農業委員でございます。佐倉市と八街市の抜け道となっている場所で、道路が狭いのでその点、気を付けて行っていただきたいと思っております。

○申請人 はいわかりました。

○議長 他に質問はございますか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

○議長 申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。  
第3項について、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手多数であります。  
よって、第3項は、許可と決しました。  
続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。  
事務局の説明をお願いします。  
事務局長。

———（事務局説明）———

○事務局長 議案につきまして、ご説明申し上げます。  
議案につきまして、ご説明申し上げます。  
議案の3ページ～4ページをお願いいたします。  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請につきましては、千葉県知事へ

の意見について審議を求めるものでございます。

第1項は、■■■■が、自動車の板金塗装用の車両置場用地として、■■の田、803㎡を転用しようとするものでございます。

申請地は、佐倉第1工業団地の近隣にある小規模な農地でありまして、農地区分は第2種農地と判断されます。

申請人は申請地の近くで、自動車の板金業を営んでおり、板金をする車両、普通自動車10台分を整備するもので、敷地内は舗装せず、碎石敷きのみで使用するので、雨水は自然浸透するものと思われま

す。第2項は、■■■■■■■■■■が、車両置場用地として、■■の畑、190.7㎡を転用しようとするものでございます。

申請地は、ユーカリが丘の住宅地の近隣で、第2種農地と判断されます。

申請地には、■■■■■■■■■■の従業員の車と社用車8台分の、車両置場を整備するもので、敷地内は碎石敷き、雨水浸透升を設けるので、雨水は自然浸透するものと思われま

す。第3項は、■■■■■■■■■■が、車両置場用地として、■■の畑、1,245.32㎡を転用しようとするものでございます。

申請地は、車両置場や資材置場が散在する小規模な農地で、第2種農地と判断されます。

輸出用の普通自動車16台、建設重機5台分の、車両置場を整備する計画でございます。

許可要件につきましては、議案第2号の許可要件調査書のとおりであり、許可要件を満たすものと考えま

す。なお、位置図等を添付してありますので、ご参照ください。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第2号について事務局より説明がありましたが、議案第2号については申請人を呼んであります。

それでは、第1項の申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長 申請人の方は、ご苦労さまでございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。

———（申請人説明）———

○申請人 申請人の代理人の■■■■■■■■■■の■■と申します。よろしくお願ひいたします。申請の概要と申しますと、佐倉市の■■の農地について、近隣で自動車の板金業を営んでおります事業者の方から、土地を探して欲しいと依頼があり、地

主さんの了解を得られましたので、農地転用の申請となりました。以上でございます。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

○議長 申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。  
第1項について、許相当可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。  
よって、第1項は、許可相当と決しました。  
続きまして、第2項の申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長 申請人の方は、ご苦労さまでございます。  
自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。

———（申請人説明）———

○申請人 私、■■■■と申します。今回、■■■■さんの農地転用の申請の依頼を受けまして、申請させていただきました。よろしくお願いいたします。申請の内容について説明させていただきます。申請人の■■■■が、社員と社用車の駐車場として、賃貸借契約を結んで、隣接の畑を転用申請させていただくものです。  
以上でございます。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———



○議長 他にご質問はございますか。長澤委員

○長澤委員 議席番号7番長澤です。今のお話だと、図面には方位が記されていませんが、上側が北になると思いますが、間違えですか。

○議長 申請人

○申請人 上側は北東になります。

○議長 よろしいですか。

○長澤委員 はい。

○議長 眞野委員

○眞野委員 道路が非常に狭いですが、重機等入れた場合心配なので、十分気を付けて下さい。

○議長 申請人

○申請人 重機の件ですが、中古のトラクターや小さなユンボのみです。

○議長 他に質問はありませんか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

○議長 申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。

第3項について、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手多数であります。

よって、第3項は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第3号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書

の提出についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長。

———（事務局説明）———

○事務局長 議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案の5ページをお願いいたします。

議案第3号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書の提出につきましては、相続税の納税猶予を受けている特例農地について、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により相続税の猶予分を免除するに当たり、税務署長より特例農地等の利用状況確認書の提出を求められましたので、審議を求めるものでございます。

調査につきましては、各地区農業委員のご協力を頂きまして、現地調査を実施いたしました。

調査の結果、大部分の農地について、自ら農地として使用しており、また、一部、草刈等の保全管理状況であったと、委員さんにより報告をいただいておりますので、議案のとおり税務署長へ提出するものです。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第3号について事務局より説明がありましたが、第1項及び第2項の実態調査について、私より報告をいたします。

———（会長報告）———

○会長 議席番号15番三門です。議案第3号第1項及び第2項の調査報告をいたします。

先日、納税猶予を受けている対象農家、立ち合いの元、農地利用最適化推進委員の秋山委員と現地調査を実施いたしました。

第1項の■■■■さんについては、対象農地は、おおむね耕作しておりますが、草刈等の管理がされている農地が一部ありました。

また、第2項の■■■■さんについては、対象農地は全て耕作されておりましたことを報告いたします。

以上でございます。

○議長 続きまして、第3項の実態調査について、牛玖委員より報告をお願いいたします。

———（牛玖委員報告）———

○牛玖委員 議席番号6番牛玖です。議案第3号第3項の調査報告をいたします。

■■■■■の■■■さんは、私共の鹿島川土地改良区の管理内の■■■の田んぼですが対象農地は稲作をされており、問題ないと思われますのでよろしく申し上げます。  
以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

○議長 続きまして、第4項の実態調査について、兼坂委員より報告をお願いいたします。

————（兼坂委員報告）————

○兼坂委員 議席番号12番兼坂です。

先日、納税猶予を受けている対象農家の■■■■■さんの、立ち合いの元、現地調査を行いました。その結果、対象農地は全て耕作されておりましたことを報告いたします。  
以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

○議長 続きまして、第5項の実態調査について、三須委員より報告をお願いいたします。

————（三須委員報告）————

○三須委員 議席番号5番三須です。議案第3号第4項の調査報告をいたします。

先日、納税猶予を受けている対象農家、立ち合いの元、現地調査を行いました。  
対象農地は、おおむね耕作しておりますが、草刈等の管理がされている農地が一部ありましたことを報告いたします。  
以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

○議長 それでは、議案第3号について、何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

————（発言者なし）————

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

議案第3号について、議案のとおり利用状況確認書を税務署へ提出することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号は、議案のとおり提出と決しました。

続きまして、議案第4号、平成29年度第6次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局長。

———（事務局説明）———

○事務局長 議案につきまして、ご説明申し上げます。

平成29年度第6次農用地利用集積計画の決定につきましても、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を決定するにあたり、佐倉市長より農用地利用集積計画（案）の提出があったので、審議を求めるものでございます。

利用権の種類といたしましては、使用貸借権の設定、7件、10筆、地積12,705㎡、賃貸借権の設定、9件、16筆、地積19,663㎡でございます。

詳細でございますが、議案の6ページ～10ページをお願いいたします。

申請番号1番及び2番は新規就農するため、申請番号3番～6番、9番は経営安定のため、申請番号7番、8番、10番～16番は経営規模拡大のため、期間は、1年～10年間を設定しようとするものでございます。

いずれも利用権を設定する土地、設定内容の詳細など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第4号について事務局より説明がありましたが、総会議案7ページの第1項及び2項については申請人を呼んであります。それでは、申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長 申請人の方は、ご苦労さまでございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。

○申請人 新規就農として申請しました。■■■と申します。家族については5人で、子供3人は独立しており、現在は妻と2人で暮らしております。子供たちは近場の■■■■と■■■■に住んでおりまして、もう一人の娘は■■■に住んでいます。

63歳で定年退職をしましたが、■■■■にある家庭菜園を2区画、20坪位から農業をスタートしました。途中で、少し増やし、40坪程度にしました。当時はその程度だったので、販売目的ではなく、近所の方にお配りしていたんですけど、カボチャとかスイカを作りたくなり、40坪程度だと狭いので、広い農地が無いか探していたところ、幸い見つかりまして、■■■■に1反程の農地が見つかり、そこを借り受け、当初、隣に住んで居る方と2人で耕作しており、産物が増えてきて、どうしようか悩んでいたところ、■■■■という農産物直売所を紹介していただき、そこへ納品しました。その後、一緒にやっていた方が事情によりやめることになり、私1人になり、運悪く、地主の方が亡くなり、相続人がおらず、相続されることができなく、その土地を借りることが出来なくなり、どうしようか、農地を探していたところ、今年の夏頃、今回の申請地をお借りすることが出来るようになり、申請する事となりました。以上よろしく願いいたします。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。長澤委員

○長澤委員 議席番号7番長澤です。今のお話をお伺いしまして、今までは、家庭菜園をやられていたというお話でしたが、農業をされる農機具はお持ちでしょうか。

○議長 申請人

○申請人 小型の耕運機を持っています。広い面積は一気には出来ませんが、順序良く、耕運していけば大丈夫だと思いますが、場合によっては、知り合いの方にトラクターで耕運してもらおう予定です。

○議長 長澤委員よろしいですか。

○長澤委員 5,000㎡を超える畑ですので、かなりの能力が必要でしょうから、小型の耕運機では、これだけの土地を経営して行くのは難しいのではないのかなと、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長 申請人 全部の畑ではなく、一部はヒガンバナが植えてあり、その部分は、

そのままにしておきたいと思います。花の植えてある場所はそのままで、出荷したいと思います。

○議長 長澤委員よろしいですか。

○長澤委員 はい結構です。

○議長 他に質問はありますか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

○議長 申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。

議案第4号第1項及び2項について、承認とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号第1項及び2項は、承認と決しました。

続きまして、議案第4号第3項～第16項について審議を行います。

何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、議案第4号について、採決をいたします。

議案第4号第3項～第16項について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、原案のとおり決定と決しました。

○議長 以上をもちまして、本日ご提案をいたしました議案につきまして、審議が

終了いたしました。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

続きまして、事務局から報告事項をお願いいたします。

———（事務局長報告）———

◎報告事項の説明

○事務局長 報告事項について、申し上げます。

報告事項について、申し上げます。

それでは、議案の11ページをお願いいたします。

農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。

店舗用地としようとするもの1件、4筆でございます。

次に、12ページをお願いいたします。

農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてでございます。

専用住宅用地としようとするもの4件、4筆、駐車場用地としようとするもの1件、1筆でございます。

次に、13ページ～14ページをお願いいたします。

地目変更登記に係る法務局からの照会についてでございます。

山林として地目変更申請のあったもの、2件、2筆、宅地として地目変更申請のあったもの、3件、6筆でございます。

報告事項につきましては、以上でございます。

○議長 ありがとうございました。

以上をもちまして、第7回農業委員会総会を閉会いたします。

=== 会 議 終 結 ===